

平成 21 年 10 月 8 日
21 産労農食第 499 号
改正 平成 22 年 1 月 6 日
21 産労農食第 575 号
改正 平成 22 年 12 月 9 日
22 産労農安第 414 号
改正 平成 23 年 2 月 21 日
22 産労農安第 638 号
改正 平成 24 年 2 月 24 日
23 産労農安第 1065 号
改正 平成 28 年 1 月 6 日
27 産労農安第 955 号
改正 令和 2 年 1 月 29 日
31 産労農安第 1174 号
改正 令和 4 年 1 月 27 日
3 産労商支第 1730 号
改正 令和 7 年 11 月 9 日
7 産労商支第 1513 号

東京都地域特産品認証基準

東京都地域特産品認証事業における「認証基準」は、以下のとおりとする。

第 1 基本条件

東京都内産の原材料を使用しているもの、または原則として国内産の原材料を主に使用し、東京の伝統的手法など生産方法に特徴があると認められるものであること。

第 2 品質水準

品質基準（別表）がある品目に属する商品については、それを満たしていること。

第 3 表示

表示は、食品表示法、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律（JAS 法）、健康増進法等の関係法令に適合した内容であること。

第 4 品質管理

品質管理は、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意した適切な管理が行われていること。

第 5 その他の確認事項

別に定める確認事項に適合していること。